

秋田県立秋田明德館高等学校 通信制課程 部活動に係る活動方針

I 部活動の基本方針

- 1 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行い、学習活動との両立を通じて、充実した学校生活の実現を図る。
- 2 部活動を通して、自己肯定感、自己有用感、責任感、社会性の涵養を図り、学習意欲の向上につなげる。

II 指導・運営に係る体制

- 1 部活動顧問は、年間・月間の活動計画を作成する。
- 2 活動計画は生徒・保護者へ事前に連絡する。
- 3 原則として複数の顧問を配置する。
- 4 体育館使用割は各顧問で話し合い決定する。

III 具体的な指導の実施

- 1 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- 2 活動は、スクーリング実施日の放課後等に行う。
- 3 生徒が自主的かつ自発的に活動できるようにする。
- 4 指導時、体罰やハラスメントを行わない。
- 5 顧問不在時は活動を行わない。
- 6 成績不良や出席状況が好ましくない生徒は活動を制限する。
- 7 部活動費用を徴収する際は、保護者から理解を得るとともに、会計報告等適正に処理する。
- 8 各部の活動内容等については当該年度の生徒必携に記載するものとする。

IV 適切な休養日等の設定

- 1 休養日の設定や活動時間は、次の(1)～(3)を基準とする。
 - (1) 学期中、適切に休養日を設ける。特にスクーリングのない日の練習は、生徒の参加に十分に配慮する。
 - (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - (3) 1日の活動時間は原則2時間以内とする。
- 2 その他 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は禁止とする。